

京都市保健所運営協議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第124号

京都市保健所運営協議会条例施行規則の一部を改正する規則

京都市保健所運営協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(委員の定員)」を付する。

第2条を次のように改める。

(委員の委嘱等)

第2条 協議会の委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、関係民間団体の役員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)